

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和元年 11 月 22 日 (金) 号外第 58 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 教委規則 鳥取県教育職員の免許状の授与等に関する規則の一部を改正する規則
(3) (小中学校課) 2
- ◇ 病院局管理規程 鳥取県立中央病院院内保育所設置運営規程の一部を改正する規程 (2) (総務課) 3

教育委員会規則

鳥取県教育職員の免許状の授与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年11月22日

鳥取県教育委員会教育長 山 本 仁 志

鳥取県教育委員会規則第 3 号

鳥取県教育職員の免許状の授与等に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県教育職員の免許状の授与等に関する規則（昭和43年鳥取県教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">様式第 2 号（第 2 条—第 4 条、第 8 条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 5px;"> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>私は、次の各号のいずれにも該当しないことを誓います。</p> <p><u>1</u> <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者</p> <p><u>2</u> 略</p> <p><u>3</u> 略</p> <p><u>4</u> 略</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名[㊤]</p> <p>鳥取県教育委員会 様</p> </div> <p>備考 略</p>	<p style="text-align: center;">様式第 2 号（第 2 条—第 4 条、第 8 条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 5px;"> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>私は、次の各号のいずれにも該当しないことを誓います。</p> <p><u>1</u> <u>成年被後見人又は被保佐人</u></p> <p><u>2</u> <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者</p> <p><u>3</u> 略</p> <p><u>4</u> 略</p> <p><u>5</u> 略</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名[㊤]</p> <p>鳥取県教育委員会 様</p> </div> <p>備考 略</p>

附 則

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

病 院 局 管 理 規 程

鳥取県立中央病院院内保育所設置運営規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和元年11月22日

鳥取県営病院事業管理者 中 林 宏 敬

鳥取県病院局管理規程第 2 号

鳥取県立中央病院院内保育所設置運営規程の一部を改正する規程

鳥取県立中央病院院内保育所設置運営規程（平成24年鳥取県病院局管理規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定員)</p> <p>第 4 条 院内保育所の定員は、病児病後児保育以外の保育にあつては<u>75名</u>と、病児病後児保育にあつては<u>6名</u>とする。</p>	<p>(定員)</p> <p>第 4 条 院内保育所の定員は、病児病後児保育以外の保育にあつては<u>50名</u>と、病児病後児保育にあつては<u>4名</u>とする。</p>

附 則

この規程は、令和元年12月 2 日から施行する。